

地震保険は「必要な保険」です！

地震が多い日本だからこそ備えは万全に。

地震による火災は火災保険では補償されません。

地震保険では、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流出）に対して建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 ※地震保険は単独では加入できません。必ず火災保険とセットで加入します。

補償例



地震で火災が発生し家が焼失した



地震で家が倒壊した



地震による液状化で建物が沈下した

注1：団体扱分割払（月払）契約の場合、一般分割払契約に比べ「分割割増（5%）なし」となります。また当団体においては上記適用後の金額に大口団体割引5%が適用されます。

注2：大口団体割引5%は2023年10月1日から2024年9月30日までの期間内に保険期間の始期日を有する契約に適用されます。割引率はその団体の火災保険の契約件数をもとに毎年見直されます。

皆さまのご自宅近辺の
「地震・水災・土砂災害・
様々な災害リスク」を

自然災害ハザード 情報レポート

で把握してみませんか？

無料で作成いたしますので、

「リスク見える化」

してみませんか？

メール：



又は

kyok_01@kyoko.co.jp

お電話：048-822-7553

※自然災害ハザード情報レポート送付希望とお伝えください。

新・教弘火災保険お見積り依頼書

お見積りは簡単・便利！ FAX・メール・お電話で受付します！

① FAXでのお見積りの手順

以下の内容をご記入ください。

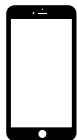


FAX 048-834-0550 (24 時間受付)

ふりがな			
お名前		所属名（学校等）	
ご希望の保険	建物・家財の 火災保険	建物・家財の 地震保険	ご希望連絡先

②メールでのお見積りの手順

スマホ等の場合



右のQRコードを
読み込み
当社のお見積り依頼
ページへ



※ QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

③お電話でのお見積りの手順

048-822-7553

新・教弘火災保険のお見積り依頼とお伝え下さい。

※ 当社（取扱代理店）は本見積り依頼書にご記入くださったお客様に対して、当社が取扱う保険商品や火災保険のお勧めをするために、本見積り依頼書の回答内容（お客様の個人情報）およびご提出いただいた保険証（写）等に記載の個人情報を利用させていただくことがあります。

※ このチラシは火災保険の概要を説明したものです。お引受けできる商品・商品名・団体扱適用条件・補償内容は各引受保険会社により異なります。

※ 団体扱のご契約者は、埼玉県、または埼玉県内の市町村から毎月給与の支払いを受けている教育関係職員（教育委員会、または教育委員会が所管するその他の教育機関に勤務されている方も含みます）の方、またはその退職者の方に限ります。なお補償を受けられる方は契約者ご本人様以外にご契約者の配偶者、ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族・別居の扶養親族の方等とすることもできます。

※ 退職等により団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご通知ください。退職者の団体へ移行手続きいたします。

※ 口座振替不能が発生したにもかかわらず、振替日の属する月の翌月末までに指定口座から振替られなかった場合などにより、団体扱特約が失効した場合は、ご契約の引受保険会社に残りの保険料を一括してお支払いいただくこととなります。